

県南広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年2月18日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻田瀬線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市高松第21地割37番1地先から第18地割39番3地先まで	新	m 25.5~13.4	m 662.5
	旧	24.6~10.0	665.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成26年2月18日から同年3月18日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 東和花巻温泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市湯本第12地割276番2地先から第15地割12番1地先まで	新	m 19.7~10.2	m 1,291.1
	旧	17.1~8.0	1,292.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成26年2月18日から同年3月18日まで